

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防型通所サービス）

契約書別冊（兼重要事項説明書）

（2024年6月1日版）

社会福祉法人やすらぎ福祉会
デイサービスセンターやすらぎ

サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人やすらぎ福祉会
主たる事業所の所在地	〒921-8065 金沢市上荒屋 1-39
代表者（職名・氏名）	理事長 吉池 外志子
設 立 年 月 日	1 9 9 2 年 9 月 1 日
電 話 番 号	0 7 6 - 2 6 9 - 0 8 0 8

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターやすらぎ		
サ ー ビ ス の 種 類	第 1 号通所事業（介護予防型）		
事 業 所 の 所 在 地	〒921-8065 金沢市上荒屋 1 丁目 3 9 番地		
電 話 番 号	0 7 6 - 2 6 9 - 1 9 7 7		
指定年月日・事業所番号	2 0 1 7 年 4 月 1 日指定	1 7 7 0 1 0 0 1 8 6	
実施単位・利用定員	介護予防型通所サービス	1 単位	定員 3 5 人 (通所介護含む)
通常の事業の実施地域	金沢市、野々市市、白山市の旧松任地域		

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第 1 号通所事業（介護予防型通所サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第 1 号通所事業（介護予防型通所サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、日曜日、年末年始（12 月 31 日から 1 月 2 日）を除きます。	
営業時間	介護予防型通所サービス	9 時 2 0 分～1 6 時 3 0 分

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員（兼務）	常勤 1人以上
看護職員	常勤（換算） 1人以上
介護職員	常勤（換算） 4人以上
機能訓練指導員	常勤（換算） 1人以上

7 サービス提供の責任者

サービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 奥村 真由美
管理責任者の氏名	管 理 者 奥村 真由美

8 利用料

サービスを利用した場合の利用料金は、別紙利用料金表のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

9 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
銀行振り込み	事業者の指定する口座への振込み（手数料は契約者のご負担となります）
現金払い	事業者の窓口での支払い（受付時間 平日及び土曜日の9時から17時）

10 サービスの利用に関する留意事項

施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。利用者の故意または重大な過失により、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対して、生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為が行われた場合には、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

1.1 事故発生時及び緊急時の対応

利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等およびご家族に連絡し必要な対応をします。また事故発生時も、利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡します。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

サービス提供中に、天災そのほか災害が発生した場合、職員は利用者の避難など適切な処置を講じます。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難などの指揮をとり、また非常災害に備え定期的に避難訓練を行います。

1 2 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

1 3 苦情解決について

社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決システムを以下の通り整備します。苦情を受け付けた場合、苦情解決規定に従い、迅速な対応に努めます。

1) 苦情受付担当者

職種	氏名	常駐場所	電話
管理者	奥村 真由美	デイサービスセンター	076-269-1977

※ 受付時間は 月曜日～土曜日 9時～17時

2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢市介護保険課	所在地 金沢市広阪1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559
野々市市介護長寿課	所在地 野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066 FAX 076-227-6252
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 076-231-1110 FAX 076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

3) 苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 山下 明美

4) 第三者委員

氏名	職業
高橋 勝二	法人評議員
中川 早苗	地域住民
松本 よし美	地域住民

1 4 介護・生活援助の記録と開示

1) 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2) 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

- ①通所介護計画
- ②提供した具体的なサービス内容などの記録
- ③市町村への通知に関する記録
- ④苦情の内容などの記録
- ⑤事故の状況ならびに事故に際して採った処置についての記録
- ⑥身体的拘束等に関する記録

3) 事業者は、利用者の求めに応じて、記録の閲覧に応じ、または実費負担によりそのコピーを交付するものとします。

1 5 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

- ①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	奥村 真由美
---------	--------

- ②虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的に実施しています。
- ④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ⑤虐待防止のための指針を整備しています。

1 6 身体拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

1 7 自己評価及び第三者評価について

当事業所では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を実施しています。第三者評価は実施していません。